

合理的配慮とは

障がいがある人が、他の人と平等に教育を受ける権利を確保するために、必要かつ適当な変更及び調整されるものであり、大学全体に対して過度の負担を課さない配慮のことをいいます。

また、この場合の障がいのある人とは、心身の機能に障がい(身体障がい、視覚障がい、聴覚障がい、病弱・虚弱、精神障がい、発達障がい、難病に起因する障がい等)があり、日常生活や社会生活に制限を受ける状態にある人のことです。

本学は、学生及び入学希望者から配慮を希望する意思表示があった場合には、障がいの根拠となる資料を提出してもらい、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、学生及び入学希望者に不利益が被らないよう修学上又は受験上必要な合理的配慮を行っています。